

(注)「加算」は介護職員処遇改善加算、「交付金」は介護職員処遇改善交付金のことを表します。

(注)必ず、平成24年3月16日付厚生労働省老健局長通知「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」及びQAも併せてご確認ください。

項目	質問	回答	掲載日
1 届出の時期	平成24年度交付金を申請しているが、4月からの加算を算定するにはどうすればよいのか。	平成24年度については、平成24年度交付金の承認を受けている事業所は、平成24年5月まではその承認をもって加算の算定要件を満たしたものとみなし、当該加算を支給することとなります。この場合、各事業者は、平成24年5月31日までに、介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を各介護サービス事業所の指定権者に提出することが必要です。 来年度以降、加算の算定を受ける場合には、算定を受ける年度の前年度の2月末日までに、介護サービス事業所ごとに、当該介護サービス事業所の指定権者に届出が必要となります。	平成24年4月11日
2 加算を辞退する届出	平成24年度交付金を申請しているが、4月からの加算を算定しないためにはどうすればよいのか。	<b>必ず、平成24年4月13日までに</b> 、加算の不要申出書を各指定権者に提出してください。不要申出書の提出がないと加算が支給されてしまいます。至急ご相談下さい。	平成24年4月11日
3 添付書類について	添付書類の就業規則や給与規定は変更になっていなくても提出する必要があるのか。	制度改正により介護職員処遇改善加算として実施されるため、添付が必要です。 なお、25年度以降は、前年度に加算を算定している場合であって、既に提出された計画書に添付された内容に変更がない場合は提出を省略できます。	平成24年4月11日
4 利用者負担	介護職員処遇改善加算を算定すると、利用者負担は発生するのか。	加算は、区分支給限度基準額の算定には含みません。また、利用者には通常の介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を請求することになります。(厚生労働省Q&A(H24.3.16日付)問242)	平成24年4月11日
5 利用者負担	利用者への説明はどのようにすればよいのか。	利用料については、事前に重要事項として利用者に説明、同意、交付を行う必要があります。 <b>【記載例】</b> <b>【訪問介護事業所】介護職員処遇改善加算 I を算定</b> 介護職員処遇改善加算(1月あたり) 介護報酬総単位数(基本サービス費+加算・減算) ×サービス別加算率(4.0%) (1単位未満四捨五入) ×1単位の単価(1円未満切捨て)  利用者負担額 = 【上記金額】 - (上記額×0.9) (1円未満切捨て)	平成24年4月11日
6 賃金改善実施期間	賃金改善実施期間について、「原則4月(年度途中で加算の算定を受けた場合、当該加算を受けた月)から翌年の3月まで」とあるが、現行の介護職員処遇改善交付金制度との賃金改善実施期間が重ならないよう期間を調整してもよいのか。	加算は4月からの算定が可能となるため、賃金改善実施期間についても、原則4月(年度の途中で加算の算定を受ける場合は、受けた月)から3月までとなりますが、平成24年度交付金を受けている事業所については、賃金改善実施期間が重複しないように、始期を4月以降(例えば6月から5月)にしてください。(厚生労働省Q&A(H24.3.16日付)問224)	平成24年4月11日
7 賃金の改善の基準点	今まで交付金を受けてきた。平成23年度の賃金水準を基準にすると現状では難しいので、加算はあきらめなければならないか。	交付金を受けていた事業所については平成23年度の賃金水準から、 <b>交付金による改善を行っていた部分を除いた水準と比較</b> します。 なお、交付金を受けていなかった事業所については、加算を算定する年度の前年度の賃金水準と比較します。 (厚生労働省Q&A(H24.3.16版問223参照))	平成24年4月11日
8 返還金	実績報告で、賃金改善額が加算額を下回った場合、これまでの交付金と同様、返還する必要があるのか。	<b>加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、加算による収入額を下回っては想定されませんが、仮に加算による収入額を下回っている場合は、一時金や賞与として支給されることが望ましい。</b> なお、 <b>悪質な事例については、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となります。</b> (厚生労働省Q&A(H24.3.16付問237参照))	平成24年4月11日